

令和 7 年度 水質検査計画

伊万里市上下水道部

水質検査計画とは

水道事業者は水道法施行規則第 15 条第 6 項において、毎事業年度の開始前に水質基準項目(全 51 項目)を対象とした、「水質検査計画」を策定することが義務付けられています。

水質検査は、お客様にお届けしている水道水の安全性の確認、水源及び浄水処理工程における水質の把握を目的としています。

この計画は、伊万里市の水道事業として適切な水質検査を実施するため、水道をとりまく情勢や水質状況をもとに策定しています。

【目次】

1. 基本方針	2 -
2. 水道事業の概要	3 -
3. 水道水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項	4 -
4. 水質検査項目・検査地点・検査頻度及びその理由	5 -
5. 水質検査方法及び水質検査の自己／委託の区分	14 -
6. 臨時の水質検査	14 -
7. 水質検査計画の策定と水質検査結果の公表	15 -
8. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	16 -
9. 水質検査の精度管理と信頼性の保障	17 -
10. 関係者との連携	17 -

1. 基本方針

伊万里市上下水道部では水道水の安全性、安定性を確保することを目的に、水源及び浄水処理工程での適切な水質管理に加え、蛇口から出る水道水が水道法に規定された水質基準に適合し、安全な水道水をお客様にお届けしていることを保障するため、本計画に基づき水質検査を実施します。

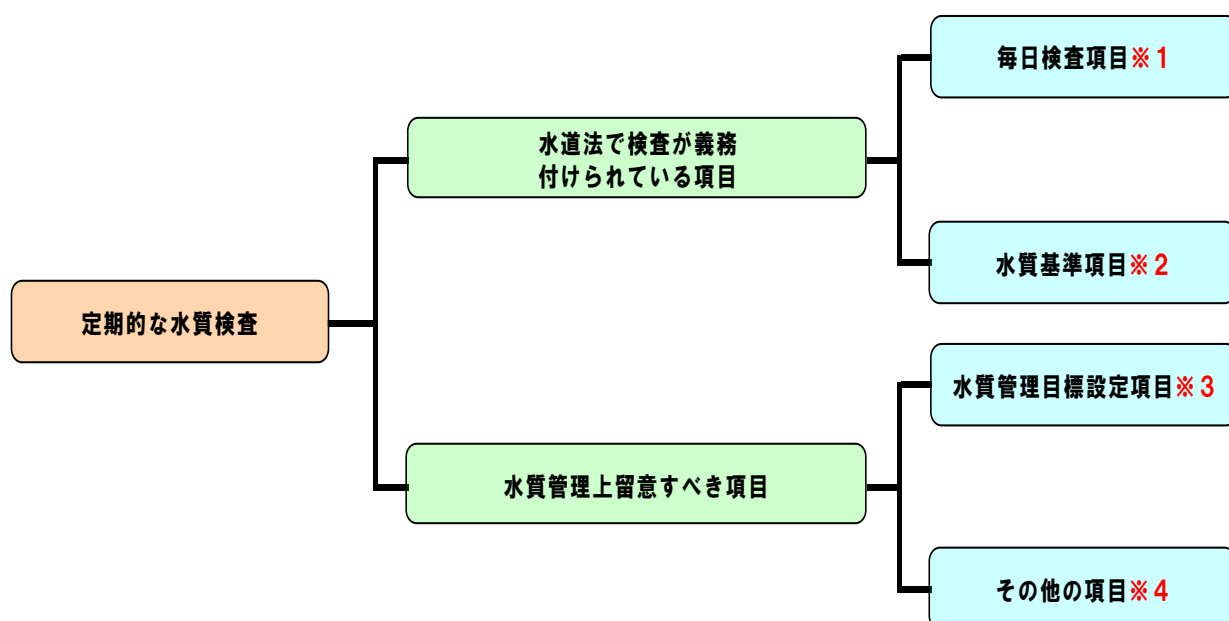
また、水質検査結果については、内容を評価の上、ホームページに掲載し公表します。

○ 検査地点

各配水系統の給水栓・採水栓を基本とし、原水についても行います。

○ 検査項目・頻度

水道法で検査が義務付けられている「毎日検査項目」、「水質基準項目」に加え、水質管理上留意すべき項目とされている「水質管理目標設定項目」および「その他の項目」から必要なものを選択し検査します。



【※1】 毎日検査項目

水道法により毎日の検査が義務付けられている項目です。

毎日、各配水池系統の地点で、「残留塩素」、「色」、「濁り」について検査を行います。

【※2】 水質基準項目

水道法により定期的に検査を義務付けられている項目です。

月1回以上行いう項目と3ヶ月に1回以上行いう項目があります。

【※3】 水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質基準に係る検査に準じて、水質管理上留意すべき項目として検査を行います。

【※4】 その他の項目

情報や知見の収集が必要である要検討項目を中心とする水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。

2. 水道事業の概要

伊万里市の水道施設は、令和6年3月31日現在では9施設からの給水区域があり、各水道施設で浄水処理を行い、配水施設を通じて需要者へお届けしています。

【表-1】伊万里市水道施設の概況					令和6年3月31日現在	
施設名	浄水処理方式	主な水源	施設能力	1日平均配水量	給水戸数	給水人口
有田川浄水場	膜ろ過	有田川・竜門ダム	20,000m ³ /日	14,446m ³ /日	21,363戸	46,524人
大川浄水場	膜ろ過	井手口川ダム・松浦川	4,900m ³ /日			
波多津浄水場	急速ろ過	深井戸	680m ³ /日	237m ³ /日	487戸	1,178人
浦ノ崎浄水場	膜ろ過	佐代川	680m ³ /日	336m ³ /日	554戸	1,061人
滝川内浄水場	緩速ろ過	湧水	60m ³ /日	31m ³ /日	65戸	124人
峰浄水場	緩速ろ過	高田川・楠久川・浅井戸	42m ³ /日	17m ³ /日	42戸	87人
上大久保浄水場	緩速ろ過	里川	24.3m ³ /日	10m ³ /日	16戸	48人
木場浄水場	緩速ろ過	深井戸	50m ³ /日	11m ³ /日	50戸	105人
川内野浄水場	緩速ろ過	深井戸・伏流水	55m ³ /日	21m ³ /日	52戸	134人

3. 水道水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項

(1) 水源から浄水場までの水質管理上の留意事項及び対策

各浄水場の主な水源の状況と水質管理上留意すべき水質項目は【表－２】のとおりです。

【表－２】 各浄水場の主な水源の状況と水質管理上留意すべき水質項目

水源の種類	原水の水質状況	留意すべき水質項目	対策方法	対象浄水場
表流水	※降雨等により濁度が上昇することがあります。 ※降雨等によりアルカリ度が低下することがあります。 ※藻類の光合成に伴って、pH値が上昇することがあります。 ※繁殖する藻類により、かび臭くなることがあります。 ※田畑への農薬・肥料散布などに起因して農薬類の濃度が上昇することがあります。 ※灌漑余剰水、生活排水などに起因してアンモニア態窒素等の有機物質濃度が上昇することがあります。 ※河川付近における突発事故により油類等が流入する恐れがあります。	※濁度 ※pH値 ※臭気 ※有機物等 ※農薬類 ※アンモニア態窒素	※取水停止 ※凝集剤の適正注入 ※消毒剤の適正注入 ※酸剤・アルカリ剤の注入によるpH調整 ※オイルフェンスの設置	※有田川浄水場 ※大川浄水場 ※浦ノ崎浄水場 ※峰浄水場 ※上大久保浄水場 ※川内野浄水場
ダム水	※藻類の光合成に伴って、pH値が上昇することがあります。 ※繁殖する藻類により、かび臭くなることがあります。	※pH値 ※臭気 ※臭気物質 ※総アルカリ度	※凝集剤の適正注入 ※酸剤・アルカリ剤の注入によるpH調整	※有田川浄水場 ※大川浄水場
湧水	※降雨等により濁度が上昇することがあります。	※鉄 ※マンガン	※取水停止	※滝川内浄水場
浅井戸	※地質由来の無機物(鉄・マンガン等)などが検出されることがあります。	※濁度 ※色度	※除マンガンろ過設備等による除去	
深井戸	※地質由来の無機物(鉄・マンガン等)などが検出されることがあります。	※色度 ※鉄 ※マンガン	※除マンガンろ過設備等による除去	※波多津浄水場 ※川内野浄水場 ※木場浄水場

水道の原水は、天候や周辺の環境変化に左右され易く注意が必要です。原水の水質状況に応じて適切な浄水処理を各浄水場において実施するとともに、安全な水道水の供給に努めます。

(2) 浄水場から給水栓までの水質管理上の留意事項及び対策

浄水場からの給水栓までの水質管理上の留意事項および対策は【表－３】のとおりです。

浄水場から配水される水道水については水質基準に適合していますが、給水栓に届くまでに水質が変化することがあります。水質が変化するものに残留塩素や塩素酸ならびにトリハロメタンなどの消毒副生成物などが挙げられます。

残留塩素については、水道法で定められた給水栓での濃度（0.1 mg/ℓ以上）を保持したうえで、適切な注入率となるように浄水場および中継施設等において管理をしています。

トリハロメタンについては夏季に濃度が高くなるため、酸剤の注入によるpH調整や凝集剤の増量により低減を行います。

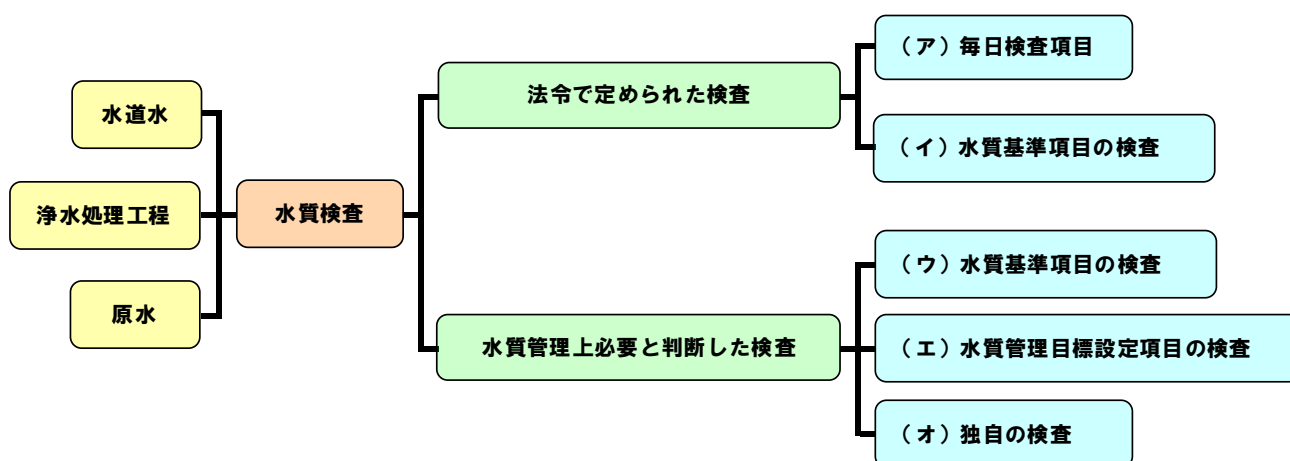
【表－3】浄水場から給水栓までの水質管理上の留意事項および対策

給水栓の状況	留意すべき項目	対策方法
水温上昇と塩素注入量の増加による消毒副生成物（トリハロメタン類・ハロ酢酸類）の増加	※臭気物質 ※有機物等 ※消毒副生成物（トリハロメタン類・ハロ酢酸類）	※浄水場においてフミン質などの前駆物質を除去 ※適正な塩素注入量での運用
塩素貯蔵施設内の気温上昇と塩素注入量の増加による塩素酸の増加	※塩素酸	※貯留施設の適切な室温管理による低減 ※塩素の保存期限の短縮による低減 ※適正な塩素注入量での運用
水温上昇または水道水滞留による残留塩素濃度の減少	※有機物等 ※残留塩素	※塩素注入量の適正注入 ※滞留の可能性がある地点で必要に応じて放水
鉛管由来の鉛の溶出	※鉛 ※pH値 ※濁度	※鉛管を給水ポリエチレン管等に交換（更新）

4. 水質検査項目・検査地点・検査頻度及びその理由

伊万里市上下水道部では、検査目的別に給水栓等における「水道水」、浄水場内における「浄水処理工程」、水道水源における「原水」に分類し、法令等（水道法など）で検査が義務づけられている（ア）毎日検査項目、（イ）水質基準項目の検査に加えて、水質管理上必要と判断した（ウ）水質基準項目の検査、（エ）水質管理目標設定項目の検査、（オ）独自の検査項目について検査を行います。

【表－4】検査項目の分類



【法令で定められた検査】

(ア) 毎日検査項目

水道法施行規則第15条により、毎日検査を行うことが義務付けられている色、濁りおよび消毒の残留効果(残留塩素)の3項目について、浄水場の系統を代表する14地点【表-5】で毎日検査を実施します。

【表-5】 毎日検査地点 14地点

No.	配水系	主たる配水池	検査地点	
1	有田川1号	楠久配水池	山代町鳴石	鳴石搦公園内 給水栓
2	有田川2号	黒川配水池	波多津町内野	内野末端レン 採水栓
3	有田川3号	3号配水池	大川内町岩谷	岩谷橋 採水栓
4	大川 配水池系統	大川配水池	大川町井手口	浄水場内 給水栓
5		南波多配水池	黒川町長尾	長尾橋 給水栓
6	波多津	第1配水池	波多津町筒井	浄水場内 給水栓
7		第2配水池	波多津町浦	浦水管橋 採水栓
8	木場	木場配水池	波多津町木場	木場集落前 採水栓
9	上大久保	上大久保配水池	東山代町上大久保	上大久保管理人宅 給水栓
10	滝川内	滝川内配水池	東山代町滝川内	滝川内管理人宅 給水栓
11	川内野	川内野配水池	東山代町川内野	川内野管理人宅 給水栓
12	峰	峰配水池	東山代町峰	管末採水栓
13	浦ノ崎	浦ノ崎低部配水池	山代町立岩	浄水場内 給水栓
14		野々頭配水池	山代町西分	西分配水池 給水栓

(イ) 水質基準項目【表—10】

水質基準とは水道法施行規則第15条により定められた検査基準で、全国すべての水道水に適用され、水道により供給される水はこの水質基準に必ず適合しなければなりません。

水質基準項目は「人の健康の保護の観点から設定された31項目」「生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された20項目」の全51項目について11地点【表—6】で検査を行います。

検査項目・検査頻度は次のとおりです。

- ・ 9項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度）については、1ヶ月に1回検査します。
- ・ 2項目（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）は、藻発生期（5月～9月）に1ヶ月に1回検査します。
- ・ 上記以外の40項目は3ヶ月に1回検査します。

【表-6】 水質基準項目検査 11地点

No.	配水系	主たる配水池	検査地点	
1	鳴石	有田川浄水場	山代町鳴石	鳴石搦公園内給水栓
2	黒川	有田川浄水場	黒川町塩屋	黒川コミュニティセンター内給水栓
3	大川内	有田川浄水場	大川内町平尾	大川内コミュニティセンター内給水栓
4	南波多	大川浄水場	南波多町井手野	南波多コミュニティセンター内給水栓
5	波多津	波多津浄水場	波多津町浦	浦水管橋 採水栓
6	木場	木場浄水場	波多津町木場	木場集落前 採水栓
7	上大久保	上大久保浄水場	東山代町上大久保	管末採水栓
8	滝川内	滝川内浄水場	東山代町滝川内	滝川内公民館裏給水栓
9	川内野	川内野浄水場	東山代町川内野	川内野浄水場内 給水栓
10	峰	峰浄水場	東山代町峰	管末採水栓
11	浦ノ崎	浦ノ崎浄水場	山代町立岩	浦ノ崎浄水場内給水栓

【水質管理上必要と判断した検査】

(ウ) 水質基準項目【表—10】

● 水道水

水道水については、有田川浄水場と大川浄水場において毎月 51 項目の検査を行います。また、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうか判断できる場合を除き、原則として配水池ごとに 9 項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度）の検査を定期的実施します。

● 原水

各浄水場の水源において定期的に水質調査を行い水源水質の変化を監視します。

(1) 検査項目：39 項目 【表—10】を参照してください。

(2) 検査地点：10 地点 【表—7】を参照してください。

(3) 検査頻度：【表—7】を参照してください。

【表-7】 水質基準項目(原水)検査 10地点			
No.	検査地点		検査頻度
1	有田川1号堰付近		3ヶ月に1回
2	大川浄水場	原水着水井	
3	竜門浄水場(有田町)	付近	1年に1回
4	浦ノ崎浄水場	原水着水井	3ヶ月に1回
5	波多津浄水場	原水着水井	1年に1回
6	木場浄水場	原水着水井	
7	峰浄水場	原水着水井	
8	上大久保浄水場	原水着水井	
9	滝川内浄水場	原水着水井	
10	川内野浄水場	原水着水井	

(エ) 水質管理目標設定項目【表－１１】

水質管理目標設定項目とは、将来にわたり水道水の安全性の確保等するため、また水道事業者が水道水質管理上留意すべきとして、全３１項目のうち検査対象水の種別に応じて検査を行います

● 水道水

(１)検査項目：１項目または１４項目 【表－１１】 を参照してください。

(２)検査地点：１３地点 【表－８】 を参照してください。

(３)検査頻度：１年に１回

【表－８】 水質管理目標設定項目(水道水)検査 ９地点			
No.	検査地点	検査地点	検査頻度
1	有田川浄水場	有田川浄水場内給水栓	1年に1回
2	大川浄水場	大川浄水場内給水栓	
3	波多津(2系)	浦水管橋 採水栓	
4	木場	木場集落前 採水栓	
5	峰	管末採水栓	
6	上大久保	管末採水栓	
7	滝川内	滝川内公民館裏給水栓	
8	川内野	川内野浄水場内 給水栓	
9	浦ノ崎浄水場	浦ノ崎浄水場内給水栓	

● 原水

(1) 検査項目：1 項目または10 項目～11 項目 【表－11】を参照してください。

(2) 検査地点：10 地点 【表－9】を参照してください。

(3) 検査頻度：【表－9】を参照してください。

【表-9】 水質管理目標設定項目(原水)検査 10地点		
No.	検査地点	検査頻度
1	有田川1号堰付近	3ヶ月に1回
2	竜門浄水場(有田町) 付近	1年に1回
3	大川浄水場 原水着水井	3ヶ月に1回
4	波多津浄水場 原水着水井	1年に1回
5	木場浄水場 原水着水井	1年に1回
6	峰浄水場 原水着水井	1年に1回
7	上大久保浄水場 原水着水井	1年に1回
8	滝川内浄水場 原水着水井	1年に1回
9	川内野浄水場 原水着水井	1年に1回
10	浦ノ崎浄水場 原水着水井	3ヶ月に1回

(オ) 独自の検査

● 浄水処理工程

水源である河川水やダム水の水質状況を把握するため、または浄水処理工程において適切な浄水処理が施され安全な水道水であることを確認するため、濁度・PH 値・残留塩素濃度等を自動計測器で常時連続測定しています。

● 原水

各浄水場の水源においてクリプトスポリジウム・ジアルジアおよび指標菌 2 項目（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を定期的に行います。

(1) クリプトスポリジウム・ジアルジア：3 ヶ月に 1 回

(2) 指標菌 2 項目：月 1 回

(3) 検査地点：10 地点【表－7】を参照してください。

【表-10】水質基準項目の検査頻度

番号	水質基準項目	水道水		原水			備考
		【表-6】地点	有田川浄水場 大川浄水場	有田川 大川浄水場	浦ノ崎 浄水場	竜門ダムおよび 浦ノ崎以外の 小規模水道	
1	一般細菌	12回	12回	4回	4回	1回	水道水は自己検査対象項目
2	大腸菌	12回	12回	4回	4回	1回	
3	カドミウム及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
4	水銀及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
5	セレン及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
6	鉛及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
7	ヒ素及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
8	六価クロム化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
9	亜硝酸態窒素	4回	12回	4回	4回	1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回	12回	4回	4回	1回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回	12回	4回	4回	1回	
12	フッ素及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
13	ホウ素及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
14	四塩化炭素	4回	12回	4回	4回	1回	
15	1,4-ジオキサン	4回	12回	4回	4回	1回	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回	12回	4回	4回	1回	
17	ジクロロメタン	4回	12回	4回	4回	1回	
18	テトラクロロエチレン	4回	12回	4回	4回	1回	
19	トリクロロエチレン	4回	12回	4回	4回	1回	
20	ベンゼン	4回	12回	4回	4回	1回	
21	塩素酸	4回	12回	—	—	—	消毒副生成物 のため、原水 では省略
22	クロロ酢酸	4回	12回	—	—	—	
23	クロロホルム	4回	12回	—	—	—	
24	ジクロロ酢酸	4回	12回	—	—	—	
25	ジブロモクロロメタン	4回	12回	—	—	—	
26	臭素酸	4回	12回	—	—	—	
27	総トリハロメタン	4回	12回	—	—	—	
28	トリクロロ酢酸	4回	12回	—	—	—	
29	ブロモジクロロメタン	4回	12回	—	—	—	
30	ブロモホルム	4回	12回	—	—	—	
31	ホルムアルデヒド	4回	12回	—	—	—	
32	亜鉛及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
33	アルミニウム及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
34	鉄及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
35	銅及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
36	ナトリウム及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
37	マンガン及びその化合物	4回	12回	4回	4回	1回	
38	塩化物イオン	12回	12回	4回	4回	1回	水道水は自己検査対象項目
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4回	12回	4回	4回	1回	
40	蒸発残留物	4回	12回	4回	4回	1回	
41	陰イオン界面活性剤	4回	12回	4回	4回	1回	
42	ジェオスミン	5回	12回	12回	4回	1回	水道水では藻類発生期に 行う検査項目
43	2-メチルイソボルネオール	5回	12回	12回	4回	1回	
44	非イオン界面活性剤	4回	12回	4回	4回	1回	
45	フェノール類	4回	12回	4回	4回	1回	
46	有機物(全有機炭素【TOC】の量)	12回	12回	4回	4回	1回	
47	pH値	12回	12回	4回	4回	1回	水道水は 自己検査 対象項目
48	味	12回	12回	—	—	—	
49	臭気	12回	12回	4回	4回	1回	
50	色度	12回	12回	4回	4回	1回	
51	濁度	12回	12回	4回	4回	1回	

【表-11】水質管理目標設定項目の検査頻度

番号	水質管理目標設定項目	検査頻度			備考
		水道水	原水		
			河川	竜門ダム・小規模浄水場	
1	アンチモン及びその化合物	1回	4回	1回	
2	ウラン及びその化合物	1回	4回	－	
3	ニッケル及びその化合物	1回	4回	1回	
5	1,2-ジクロロエタン	－	－	－	水源が地下水である場合に着目すべき項目、下記※2
8	トルエン	－	－	－	水源が地下水である場合に着目すべき項目、下記※2
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1回	4回	1回	
10	亜塩素酸				消毒副生成物の観点から着目すべき項目、下記※3
12	二酸化塩素				消毒副生成物の観点から着目すべき項目、下記※3
13	ジクロロアセトニトリル	1回	－	－	消毒副生成物の観点から着目すべき項目
14	抱水クロラール	1回	－	－	消毒副生成物の観点から着目すべき項目
15	農薬類	1回	－	－	下記※4
16	残留塩素	－	－	－	水質基準項目検査採水時に検査
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	－	－	－	水質基準項目と重複、下記※1
18	マンガン及びその化合物	－	－	－	水質基準項目と重複、下記※1
19	遊離炭酸	1回	4回	1回	
20	1,1,1-トリクロロエタン	1回	4回	1回	
21	メチルtertブチルエーテル	－	－	－	水源が地下水である場合に着目すべき項目、下記※2
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1回	4回	1回	
23	臭気強度(TON)	1回	4回	1回	
24	藻類残留物	－	－	－	水質基準項目と重複、下記※1
25	濁度	－	－	－	水質基準項目と重複、下記※1
26	pH値	－	－	－	水質基準項目と重複、下記※1
27	腐食性(ランゲリア指数)	1回	4回	1回	
28	従属栄養細菌	1回	4回	1回	
29	1,1-ジクロロエチレン	－	－	－	水源が地下水である場合に着目すべき項目、下記※2
30	アルミニウム及びその化合物	－	－	－	水質基準項目と重複、下記※1
31	PFOS及びPFOA	1回※5	4回	1回※6	

※1は水質基準項目と重複する項目であるため、水質基準項目と水質管理目標設定項目を同時検査とすることにより、省略します。

※2は地下水に由来する物質であるため、検査しません。

※3は二酸化炭素による消毒の副生成物であり、伊万里市上下水道部では二酸化炭素による消毒を行っていないため、検査しません。

※4の農薬類は夏季に全115項目について検査します。

※5 有田川浄水場・大川浄水場・浦ノ崎浄水場以外の検査地点については、PFOS及びPFOAのみ検査します。

※6 小規模浄水場の検査地点については、PFOS及びPFOAのみ検査します。

5. 水質検査方法および水質検査の自己/委託の区分

(1) 水質検査方法

水質検査方法については、国が定めた検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」又は「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」において示された方法により行います。

その他の項目については上水試験法等により行います。

(2) 水質検査の自己/委託の区分

伊万里市上下水道部では、毎日検査の3項目、水質基準項目【表—10】内の8項目（※自己検査対象項目と検査頻度欄に記載）を除く水質検査を委託しており、委託先は水道法第20条登録機関の中から、一定の要件（精度や信頼性、緊急時の体制等を考慮）を満たす機関を指名し、その機関による入札等の方法により選定しています。

令和7年度に水質検査を委託する検査機関は以下のとおりです。

一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会

6. 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しない恐れがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合
- ・ 汚水処理の過程で異常があった場合
- ・ 配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ・ その他特に必要があると認められた場合

※計画分の委託検査に、臨時の水質検査を含めて検査機関に委託します。

7. 水質検査計画の策定と水質検査結果の公表

(1) 水質検査計画の策定

水質検査計画の策定にあたっては、水質検査計画を事業開始年度前にホームページに掲載します。また伊万里市上下水道部管理課でも閲覧できます。

【閲覧可能場所・日時・連絡先】

◇伊万里市上下水道部管理課：土日祝を除く 8：30～17：15
〒848-0027 佐賀県伊万里市立花町1542番地1
TEL：0955-23-5400 FAX：0955-23-2147

◇伊万里市ホームページ 閲覧制限なし

【ホームページ URL】 <https://www.city.imari.lg.jp/5635.htm>

(※PDF形式が閲覧可能な環境が必要です。またサーバートラブル等の理由により、一時閲覧できない場合があります。)

(2) 水質検査結果の公表

水質検査結果は、伊万里市ホームページに掲載して公表します。

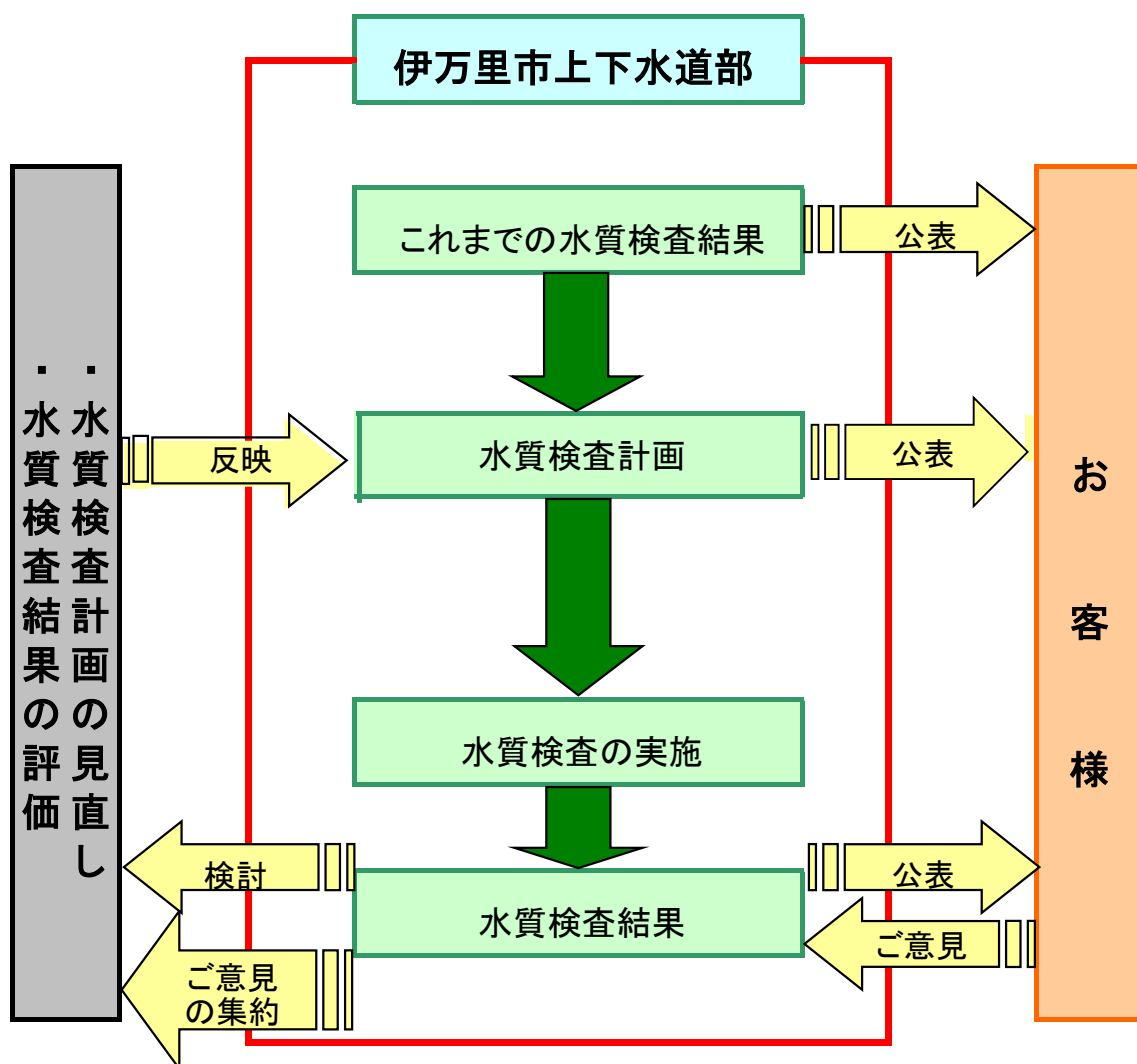
【ホームページ URL】 <https://www.city.imari.lg.jp/5636.htm>

8. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果の評価は、基準値と比較し、水質基準に適合した水質であることを確認するとともに、見直すべき点がないか検討し、水質検査結果が基準を超過する恐れがある場合には、直ちに原因究明と適切な対処を行います。

また水質検査計画は、過去に行った水質検査結果の評価や、水質検査計画に対する意見を参考に毎年度見直しを行います。

なお、水質検査計画や水質検査結果をご覧頂いたお客様のご意見は、次年度検査計画書策定時の貴重な資料とさせていただきます。



9. 水質検査の精度管理と信頼性の保障

自己検査における精度管理と信頼性確保のため、以下の取り組みを行います。

- ・ 佐賀県水道水質検査機構等連絡会における精度管理調査等への参加
- ・ 水道法第20条登録機関の検査業務従事者を招き、同一検体について、同一検査器具・同一試薬を使用し、双方で検査した結果を比較
- ・ 水質検査分析機器の整備および点検による精度の維持管理

10. 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあった場合、佐賀県生活衛生課や伊万里保健福祉事務所などの関係機関と情報交換するとともに、連携して対策を講じます。

また、水源における水質汚染事故の発生などに対しては、河川管理者(国土交通省や県等)、河川上流域の自治体および水道事業者との連絡体制を整えており、迅速に情報交換するとともに、連携した現地調査と適正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

—お問い合わせ先—

伊万里市 上下水道部 水道施設課（有田川浄水場）

〒848-0032

佐賀県伊万里市二里町大里甲1506番地

TEL : 0955-23-3070(直通)

FAX : 0955-23-3216

mail : suidou-shisetsu@city.imari.lg.jp

伊万里市ホームページ : <https://www.city.imari.lg.jp>